

排除汚水量の認定に関する基準

明石市下水道条例第 14 条第 1 項第 3 号の規定に基づき排除汚水量を認定する場合は、この基準の定めるところによる。

水道水等の使用水量と公共下水道へ排出する水量が著しく異なる理由	認定要件	排除汚水量の認定方法
クーリングタワー、ボイラー等の使用による蒸散または散水による地中への浸透により、公共下水道へ排出する水量が減少する場合	クーリングタワー、ボイラー及び散水機等への給水部分に量水器（メーター）を設置し、使用水量を計測して申告すること。 ただし、左記の設備等が多数存在し、全ての設備等への量水器の設置が困難な場合等、量水器による正確な計測が不可能な場合は、明確かつ合理的な方法により使用水量を算出した資料を添付して水量を申告すること。	左記の申告による水量を申告者の水道水等の総使用水量から控除した量を排除汚水量と認定する。
食品、飲料水製造業等の製品製造に伴う製品への含有により、公共下水道へ排出する水量が減少する場合	製品製造箇所への給水系統の適切な部分に量水器（メーター）を設置し、使用水量を計測して申告すること。 計測による使用水量の申告が困難な場合は、製品の含水量（含水率）及び出荷量により使用水量を算出して申告すること。 その際に含水量（含水率）を算出した根拠が客観的に妥当であると判断できる資料を添付すること。	左記の申告による水量を申告者の水道水等の総使用水量から控除した量を排除汚水量と認定する。
その他の事由により、水道水等の使用水量と排除汚水量が著しく異なる場合	水量が著しく異なる根拠（客観的に妥当と認められるもの）を示す資料を添付して申告すること。	申告に基づき、内容を審査して適正な排除汚水量を認定する。

上記の各々の場合において、申告のあった水量の算出方法等が適正であると認められないものについては、水道水等の使用水量を排除汚水量と認定する。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この基準の実施の際、現に排除汚水認定を受けているもので、実施後も引き続き排除汚水認定を受けるものは、この基準に基づく申請があったものとみなす。